99-145

問題文

麻薬及び向精神薬の取扱いについて、正しいのはどれか。2つ選べ。

なお、地方厚生(支)局長は、厚生労働大臣から権限が委任されているものとする。

- 1. 向精神薬を用いて動物実験等の研究を行う施設の設置者の登録は、地方厚生(支)局長又は都道府県知事が行う。
- 2. 麻薬研究者が研究用の麻薬を製造する場合は、その都度、都道府県知事の許可が必要である。
- 3. 海外旅行をする際、向精神薬を携帯するには、地方厚牛(支)局長の許可が必要である。
- 4. 家庭麻薬製造業者は、特段の許可を受けることなくコデイン、ジヒドロコデイン及びその塩類を麻薬製 割業者に譲り渡すことができる。
- 5. 向精神薬輸出業者が第一種向精神薬を輸出する際には、その都度、地方厚生(支)局長の許可が必要である。

解答

1.5

解説

選択肢 1 は、正しい記述です。

選択肢 2 ですが

麻薬及び向精神薬取締法によれば、麻薬研究者は、研究用の麻薬を製造した場合、製造した麻薬の品名、数量、年月日の記帳記載義務があります。(40条)しかし、その都度都道府県知事の許可が必要ではありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢3ですが

海外渡航における向精神薬の携帯は、本人が、自身の治療のために携帯する目的であれば許可不要です。よって、選択肢3は誤りです。ちなみに、医療用麻薬については、地方厚生局の許可が必要です。参考)(近畿厚生局 HP へ)

選択肢 4 ですが

麻薬及び向精神薬取締法24条によれば、家庭麻薬製造業者は、麻薬を譲り渡してはいけません。そして、コデイン、ジヒドロコデイン及びその塩類は1%以上ならば、麻薬です。つまり、譲り渡してはいけない場合があると考えられます。よって、選択肢4は誤りです。

ちなみに家庭麻薬とは、コデイン、ジヒドロコデイン その塩類を 1.0% 以下含有するものでこれら以外の麻薬を含有しないもの のことです。3% 家庭麻薬は、麻薬とは別物です。

選択肢 5 は、その通りの記述です。

ちなみに代表的な第1種向精神薬は、メチルフェニデート(リタリン)です。

以上より、正解は 1,5 です。

参考)